

## 関心事 (2010年9月)

### 1. 指定待ちの食品添加物

今月末までに WTO 通報の通知期間を終え、今後指定される品目は次の通りです。

- 1) 2-エチル-5-メチルピラジン (香料)
- 2) イソペンチルアミン (香料)
- 3) プチルアミン (香料)
- 4) フェネチルアミン (香料)
- 5) L-グルタミン酸アンモニウム (調味料)
- 6) ケイ酸マグネシウム (製造用剤) \*8月号は、記載ミスです。

現在、3品目が WTO 通報中です。

- 7) ピペリジン (香料)
- 8) ピロリジン (香料)
- 9) フルジオキシニル (ポストハーベスト、防カビ剤)

さらに、2品目が厚生労働省で審議中です。

- 10) 2,6-ジメチルピリジン (香料)
- 11) 5-エチル-2-メチルピリジン (香料)

### 2. EFSA がクルクミンの再評価 (EU)

9月7日、食用色素として使用されているクルクミンの安全性評価結果が発表されました。

クルクミン (E100) は EU では食品添加物として認可されています。JECFA では 1974、1978、1980、1982、1987、1990、1992、1995、2000、2002、2004 年に評価しました。EU-SCF は 1975 年に評価し、ADI は設定できないと結論しましたが、食品への使用は許容できるとしました。JECFA では 2004 年の ADI を 0-3 mg/kg 体重/日に設定しました。(報告者注: NATCOL から催奇形性とのデータを JECFA に出したと記憶しています。)(詳細は、下の URL 参照。)

天然由来と食用色素由来とを組み合わせた推定暴露量は平均で子ども 0.7-3.6 mg/kg bw/day 成人 1.0 mg/kg bw/day で、95 パーセントイルは子ども 1.6-7.6 mg/kg bw/day、成人 2.6mg/kg bw/day であるとし、通常の食事からのクルクミン摂取量は ADI の 7% 以下であると結論しました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1679.htm>

### 3. 食品基準通知 (オーストラリア)

9月6日、FSANZ は、高甘味度甘味料アドバンテーム、スプラウトの一次生産加工基準など基準改定、GMO などの申請に関する進捗状況、スポーツ用食品へのオルニチン、ケトグルタル酸の却下などを通知しました。併せて、加工助剤としての *Bacillus subtilis* 由来プルラナーゼ、甘味料アドバンテームなどに対する意見を募集しました。

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcirculars/current/notificationcircular4912.cfm>

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/documentsforpublicco868.cfm>

#### 4. 「隠し味は企業秘密なので」 調味料添加物表示せず

調味料の原材料の食品添加物を故意に表示しなかったとして、農林水産省 10 日、中華食材メーカー「ユウキ食品」(東京都調布市)に対し、日本農林規格(JAS)法に基づき改善を指示した。同社は「隠し味の企業秘密なので表示したくなかった」釈明しているという。

同省によると、昨年 4 月～今年 6 月、鶏ガラだしの調味料「ガラスープ」に食品添加物のトレハロースが原材料に含まれているにもかかわらず、表示せずに 233 万個販売。「オイスターソース」「甜麺醬(てんめんじゃん)」などの調味料も同様に食品添加物を表示せず、2008 年 1 月～今年 6 月、計 415 万個の調味料を不正表示で販売した。

ユウキ食品は JAS 法に違反していることを認識していたという。同社は「大変ご迷惑をお掛け致しました」とのコメントを出した。(読売新聞、2010 年 9 月 11 日)

#### 5. 「食品偽装」倒産 00 年以降 71 件

東京商工リサーチは、8 月 11 日、産地や原料などを偽る「食品偽装」による企業倒産についての調査結果を発表しました。2010 年 1 月から今年 7 月までの偽装発覚を主因とする企業倒産は 71 件。発覚から倒産までの平均月数は、06 年まではいずれも 1 年超だったのに対し、07 年以降は半年いないに経営破たんしています。商工リサーチは「消費者を欺く行為は即倒産につながるのが現実だ」と指摘しています。

倒産件数は、06 年まで毎年 10 件未満でしたが、不二家、石屋製菓(札幌市)、赤福(三重県伊勢市)などの老舗メーカーによる偽装が相次いで発覚し、消費者からの視線が厳しくなった 07 年は 13 件(ミートホープなど)に増加。08 年は中国製冷凍ギョーザ事件が起き、業界も消費者も食の安全問題神経質になったこともあり、最多の 21 件(船場吉兆など)に達しました。

産地などが偽装された食品の 1 位は牛肉(13 件)、2 位は米(11 件)、3 位タケノコ(9 件)でした。(しんぶん赤旗 2010 年 8 月 12 日)

#### 6. 食品等の虚偽誇大広告の取り締まり継続強化(韓国)

食品医薬品安全庁は、今年 4 月から 7 月まで、インターネット、新聞などの媒体を介して食品(健康機能食品を含む)が病気の治療に効果があるように虚偽の誇大広告をした行為など 852 件を摘発して、行政措置したと明らかにしました。(8 月 27 日)

今回の点検で、心臓病、高血圧、歯肉炎などに効果があると広告する『CoQ10』製品、便秘の治療、利尿作用、関節炎の痛みの軽減などを広告する『飲む赤酢』製品、潰瘍の改善、抗がん効果などを広告する『プルムウォン青汁』の製品など、326 件につきましては、営業停止や告発などの措置をしました。

海外のサイトの 526 件(虚偽誇大広告<412 件>と食品の使用禁止物質含有の製品<114 件>販売行為)については、放送通信審議委員会とインターネットのポータル社に、当該製品への接続のブロックと広告の禁止を要請しました。

全 852 件のうち病気の効果の広告 650 件(76.3%)、未承認物質<海外サイト> 114 件(13.4%)、性機能改善広告 52 件(6.1%)、ダイエット効果の広告 21 件(2.5%)、認証・保証の広告の 7 件(0.8%)、その他 8 件(0.9%)

食品医薬品安全庁は、食品などの虚偽誇大広告行為に惑わされないよう、消費者(特に高齢者、

婦女子等)は、特に注意するよう、これらの虚偽誇大広告の発見時に、食薬庁のホームページ「食品安全消費者申告センター」、又は近くの市郡区役所衛生関連部署に報告するよう要請しました。

国内の違反事項は、食薬庁のホームページ(情報データ)、食品の国(食品の安全性の広場)の「食品の虚偽誇大広告の情報を公開創」で再生可能

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=13007>

## 7. 英国の食品表示の管轄の変更

9月1日、英国FSAの食品表示の管轄の一部が、環境・食料・農村地域省(Defra)及び保健省(Department of Health)に移管し、食品の安全性に関わる表示はFSAの管轄にとどまり、一般食品表示はDefraが、栄養関連表示は保健省が管轄するようになりました。

FSA：食品の安全性に関わる表示

Defra：福祉、販売基準及びエコ表示など、食品の安全性及び栄養関連以外の表示

保健省：栄養表示

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/sep/labelgov>

\* 詳細は、国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 発行の「食品安全情報(化学物質)No. 19/ 2010 (2010. 09. 08)」に掲載されています。

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2010/foodinfo201019c.pdf>

## 8. 拡大する卵のサルモネラ菌汚染(米国)

- 食品安全強化法案の審議促進に期待高まる -

この夏に発生した卵のサルモネラ菌汚染は全米に拡大している。このため関係者の間では、以前から脆弱(ぜいじゃく)性が指摘されている、食品医薬品局(FDA)の権限強化を柱とする食品安全強化法案の審議促進に対する期待が高まっている。

<https://news.jetro.go.jp/jml/4c7c6f1fb2390>

## 9. 中国内陸では魚ではなく米が主なメチル水銀暴露源

中国貴州省では、成人の1日のメチル水銀予想摂取量が水銀鉱床のあるWanshanでは0.096 µg/kg bw/day (range, 0.015-0.45 µg/kg bw/day)で、そのうち94-96%が米由来との報告があります。しかし、日本人の摂取量ははるかに多いのが実情です。(国立衛研の以下の報告参照)

<http://ehp03.niehs.nih.gov/article/fetchArticle.action?articleURI=info%3Adoi%2F10.1289%2Fehp.1001915>

厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所は、1977 ~ 2001 年度にわたって日常食の汚染物質の摂取量調査を行いました。2001 年度の調査結果によれば、日本人の日常食からの総水銀の1日摂取量は、7.0 µg 注1で、この10 年間はほとんど変わっていません。メチル水銀の摂取量は総水銀の摂取量よりも少なくなりますが、この総水銀の摂取量のすべてがメチル水銀であると仮定して、JECFA が定めたメチル水銀の暫定耐容摂取量(人の体重1 kg 当たり1 週間 1.6 µg まで)と比較すると、約6 割の状況となっています。

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/hyouka/files/030905cec1\\_6.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/hyouka/files/030905cec1_6.pdf)

#### 10. ボストン市当局は、砂糖入り飲料の禁止を検討

9月20日、FOXNEWSは、「バーでの禁煙やレストランでのトランス脂肪酸を禁止したボストン市は、次に、市が所有する建築物に砂糖入り飲料を入れないようにしようとしている。市は、砂糖で甘くされたソーダなどの消費を抑えることを目指す政策を発展させるために、健康、教育及び住宅の指導者を召集した。（中略）先例がある。NY市長は、砂糖入り飲料の販売禁止命令を出した。ニューヨーク市長も市内の自動販売機での販売は飲料ミックスよりも水の方が好ましいとの規制を定めた。また、NYは、公園とビーチでの禁煙を考慮している。（中略）他人にも有害でよいところがないタバコと異なり、砂糖入り飲料については見解が分かれるでしょう。（省略）」と報じました。

<http://www.foxnews.com/us/2010/09/20/boston-officials-consider-sugary-drink-ban/>

#### 11. ダイエタリーサプリメントとして販売されているアロマターゼ阻害剤のリコール

9月20日、米国FDAの安全情報。

対象：消費者、地域医療担当者、薬局

問題：ダイエタリーサプリメントとして販売されている製品に、通称「ATD」と呼ばれるアロマターゼ阻害剤が含まれる。アロマターゼ阻害剤の使用に関連する有害事象には以下のようなものがある：骨の成長や成熟速度低下、精子形成減少、不妊、攻撃的行動、副腎不全、腎不全、肝機能障害。肝、腎、副腎、前立腺に異常のある消費者は副作用リスクが高い。

背景：FDAはアロマターゼ阻害剤を含む製品は身体の構造や機能に永続的損傷を与える蓋然性があると結論した。FDAはこれらの製品の製造業者に対してこれらは食品成分の定義を満たさないため製品は食品医薬品化粧品法違反であると通知した。これらの製品は小売り店やインターネットによる直接販売などで全国に広く販売されている。一部は既に販売を停止しているが一部はまだ販売を継続している可能性がある。

助言：これらの製品を所有している消費者は直ちに使用を中止すべきである。もし何らかの副作用を経験している場合には医師に相談すること。

<http://www.fda.gov/Safety/MedWatch/SafetyInformation/SafetyAlertsforHumanMedicalProducts/ucm226343.htm>

国立医薬品食品衛生研究所は、ホームページで警告しています。

米国FDAが医薬品成分（アロマターゼ阻害剤）を含むダイエタリーサプリメントに注意喚起（100924）」当該製品は「ナチュラルテストステロンブースター」や「リビドー増強剤」などのダイエタリーサプリメントと謳って小売店やインターネットなどで販売されていたが、通称“ATD”と呼ばれるアロマターゼ阻害剤が含まれていた。アロマターゼ阻害剤は骨の成長や成熟速度低下、精子形成減少、不妊、攻撃的行動、副腎不全、腎不全、肝機能障害などを起こす可能性があり、特に肝、腎、副腎、前立腺に異常のある消費者は健康被害を生じるリスクが高い。また、アロマターゼ阻害剤を含む製品はこのような消費者の身体構造や機能に永続的損傷を与える蓋然性がある。現在では全米で業者による自主回収が行われており、一部は既に販売を停止しているが一部ではまだ

販売を継続している可能性がある。 <http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail1529.html>

\* ネットで宣伝されています夏枯草を用いた代替療法がありますが、大丈夫でしょうか？  
「最近の論文に、夏枯草には抗エストロゲン作用があることが報告されています。」

#### 12. ハワイ州がフカヒレの取引を全面禁止（米国）

ハワイ州で7月からフカヒレの取引が全面的に禁止されました。環境保護団体は、フカヒレを目的に船上でサメのヒレを切り落とし、残りの魚体を海中に投棄する「フィニング」という行為を問題視しており、活発なサメ保護運動を展開しています。米国ではフィニングは既に規制されているが、規制をさらに強化するための法案が連邦議会で検討されています。

<https://news.jetro.go.jp/jml/4c7630b27dbb8>

#### 13. クローン牛の子孫の食肉が無認可で流通（英国） - 食品基準庁の調査 -

食品基準庁（FSA）は8月11日、クローン牛の子孫の食肉が無認可で流通したとする調査結果を発表しました。FSAは、クローン動物由来の食品と一般の食品には安全上明らかな差異はないとしているものの、EUとして表示義務制度の導入など、クローン動物由来食品に対する流通管理体制の整備を求めることになりそうです。 <https://news.jetro.go.jp/jml/4c7e13efa25a8>

#### 13. 漁醬クッキングソースのリコール（オーストラリア）

9月7日、FSANZは、製品名ゴールデンホース-リエン（Golden Horse – An Lien、220g ボトル）から基準値（200mg/kg）を越すヒスタミンが検出されたとして、自主回収を実施していると通知しました。ベトナムから輸入され、賞味期限（Best Before）は2014年12月10日。

<http://www.foodstandards.gov.au/consumerinformation/foodrecalls/currentconsumerlevelrecalls/pickledfishcookingsa4942.cfm>

#### 14. 輸入食品に対する検査命令の実施（厚生労働省）

##### 1) ブラジル産牛肉等（9月30日）

対象食品等	検査項目	経緯
ブラジル産牛肉（内臓含む）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	イベルメクチン *	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ブラジル産牛肉調整品及び牛舌調整品から基準値を超えるイベルメクチンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

\* 内部寄生虫、外部寄生虫の駆除剤

##### 2) 中国産アスパラガス及びその加工品（9月7日）

対象食品等	検査項目	経緯
中国産アスパラガス及びその加工品（簡易な加工に限る。）	アメトリン * トリアジン系 除草剤	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産冷凍アスパラガスから基準値を超えるアメトリンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

15. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2010年9月）

- ・伊藤忠食糧販売株式会社がガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の自主検査で、ペルメトリン 0.08ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・伊藤忠食糧販売株式会社がエクアドルから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、シベルメトリン 0.04ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがベネズエラから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えて 2-4-D が 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・兼松株式会社がミャンマーから輸入した「生鮮ごまの種子」の命令検査、一律基準を超えてイミダクロプリドが 0.04ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。（先月も同様の事案）
- ・伊藤忠商事株式会社がボリビアから輸入した「ごまの種子：生鮮・冷蔵、オイルシード」のモニタリング検査、一律基準を超えてフェニトロチオンが 0.03ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・丸紅株式会社がインドネシアから輸入した「生鮮コーヒー豆」の命令検査で、一律基準を超えてカルバリルが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・三昌貿易株式会社が中国から輸入した「大粒落花生」の命令検査で、一律基準を超えてアセトクロールが 0.03ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。（先月も同様の事案）
- ・株式会社ノーザンエクスプレスがイタリアから輸入した「生鮮葉たまねぎ」の命令検査でクロルピリホス 0.10ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社東方が中国から輸入した「生鮮まつたけ」の命令検査で、クロルピリホス 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社エル・ワイ産業が中国から輸入した「生鮮ねぎ」の命令検査で、一律基準を超えてアルジカルブスルホキシドが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ニューふぁーむ 21 が中国から輸入した「生鮮ねぎ」の命令検査で、一律基準を超えてテブフェノジドが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ワタリが中国から輸入した「生鮮しいたけ」の命令検査で、一律基準を超えてフェンプロパトリンが 0.10ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ロータスが、インドから輸入した醗酵茶「アッサムティー」のモニタリング検査で、キナルホス 0.2ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ハートフードが中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品「アスパラガス」のモニタリング検査で、一律基準を超えてアメトリンが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。  
\* 本件により。9月7日、厚生労働省より「中国産アスパラガス及びその加工品（簡易な加工に限る。）のアメトリンについて、検査命令を実施するもの。」との通知が出されました。
- ・神栄株式会社が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品「アスパラガス」の自主検査で、一律基準を超えてアメトリンが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・エムアイティージャパン株式会社が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品「ピーマン」の命令検査で、一律基準を超えてピリメタニルが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社洋光フーズがベトナムから輸入した生食用冷凍鮮魚介類「いか」の命令検査で、クロ

ラムフェニコール 0.0012ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・丸紅株式会社がベトナムから輸入した加熱後摂取冷凍食品「えび類」の命令検査で、フラゾリドン 0.01ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・阪和興業株式会社が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品「えび類」の命令検査で、スルファメトキサゾール 0.01ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社倉府食品鹿児島がベトナムから輸入した加熱後摂取冷凍食品「えび類」のモニタリング検査で、トリフルラン 0.030ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ワールドフーズ株式会社がベトナムから輸入した加熱後摂取冷凍食品「海老入り蒸し春巻」の命令検査で、クロラムフェニコール 0.0008ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社交洋がベトナムから輸入した「冷凍養殖剥きえび」の命令検査で、フラゾリドン 0.036ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社 Joint Power が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品「蒲焼きうなぎ」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.01ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社マルハニチロ畜産が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品「焼き鳥(もも串)」の命令検査で、フラゾリドン 0.002ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・岡谷鋼機株式会社が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品「チキンピカタ」の命令検査で、フラゾリドン 0.002ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・テンドープラスジャパン株式会社がオーストラリアから輸入した加熱食肉製品ソーセージの自主検査で、二酸化硫黄 0.801g/kg 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社エイムが米国から輸入したスナック菓子類の自主検査で指定外添加物(TBHQ)が 0.016~0.052ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社スタイリング ライフ・ホールディングがタイから輸入した「その他洋菓子」の自主検査で指定外添加物(パテントブルー)が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社山崎がスペインから輸入したチョコレートの自主検査で指定外添加物(キノリンイエロー)が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・名糖アダムス株式会社が中国から輸入した食品添加物アセスルファミカリウムの自主検査で、成分規格不適合(純度試験 他の紫外線吸収物質不適)とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

注：第 8 版食品添加物公定書 アセスルファミカリウムに換算して、 $20\mu\text{g/g}$  以下  
他の有機不純物の混入を制限するための規格で、JECFA、FCC とも  $20\mu\text{g/g}$  以下。

大手商社による同様な違反事案が繰り返されていることは、残念の極みです！！

(作成：2010年10月1日)